

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-補-E-18-0510-2_改1
提出年月日	2021年10月29日

補足-510-2 基本設計方針から設工認添付書類及び様式-1への展開表  
(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)

2021年10月

東北電力株式会社

「基本設計方針から設工認添付書類及び様式一への展開表」【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	—	— (用語の定義のみ)
第1章 共通項目  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 設備に対する要求(4.5 安全弁等, 4.6 逆止め弁, 4.7 内燃機関の設計条件, 4.8 電気設備の設計条件を除く。), 5. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	第1章 共通項目  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件, 5.8 電気設備の設計条件を除く。), 6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	—	1. 共通的に適用される設計
第2章 個別項目  1. 燃料取扱設備 1.1 燃料取扱設備の基本方針  燃料体等の取扱設備は、燃料交換機（第1, 2号機共用（以下同じ。）），原子炉建屋クレーン（第1, 2号機共用（以下同じ。））及び燃料チャンネル着脱機（第1, 2号機共用（以下同じ。））で構成し、新燃料を原子炉建屋原子炉棟に搬入してから原子炉建屋原子炉棟外へ搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。  新燃料は、原子炉建屋原子炉棟内に設ける新燃料貯蔵庫から原子炉建屋クレーン及び燃料チャンネル着脱機を介して使用済燃料プール（第1, 2号機共用（以下同じ。））に移し、燃料交換機により炉心に挿入できる設計とする。	第2章 個別項目  1. 燃料取扱設備 1.1 燃料取扱設備の基本方針  燃料体等の取扱設備は、燃料交換機（第1, 2号機共用（以下同じ。）），原子炉建屋クレーン（第1, 2号機共用（以下同じ。））及び燃料チャンネル着脱機（第1, 2号機共用（以下同じ。））で構成し、新燃料を原子炉建屋原子炉棟に搬入してから原子炉建屋原子炉棟外へ搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。【26条1】  新燃料は、原子炉建屋原子炉棟内に設ける新燃料貯蔵庫から原子炉建屋クレーン及び燃料チャンネル着脱機を介して使用済燃料プール（設計基準対象施設としてのみ第1, 2号機共用（以下同じ。））に移し、燃料交換機により炉心に挿入できる設計とする。【26条2】	—	— (変更なし)
また、燃料の取替えは、原子炉上部の原子炉ウェルに水を張り、水中で燃料交換機を用いて行うことができる設計とする。	また、燃料の取替えは、原子炉上部の原子炉ウェルに水を張り、水中で燃料交換機を用いて行うことができる設計とする。【26条3】	—	— (変更なし)
使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、燃料交換機により水中移送し、原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料プールの使用済燃料貯蔵ラック（第1, 2号機共用（以下同じ。））に貯蔵できる設計とする。	使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、燃料交換機により水中移送し、原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料プールの使用済燃料貯蔵ラック（設計基準対象施設としてのみ第1, 2号機共用（以下同じ。））に貯蔵できる設計とする。【26条4】	—	— (記載追加のみ、変更なし)
使用済燃料の発電所外への搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。  また、使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には、キャスクピット（第1, 2号機共用）で使用済燃料輸送容器に収納し、キャスク洗浄ピット（第1, 2号機共用）で使用済燃料輸送容器の除染を行い発電所外へ搬出する。	使用済燃料の発電所外への搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。  また、使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には、キャスクピット（第1, 2号機共用）で使用済燃料輸送容器に収納し、キャスク洗浄ピット（第1, 2号機共用）で使用済燃料輸送容器の除染を行い発電所外へ搬出する。【26条5】	—	— (変更なし)
燃料交換機及び燃料チャンネル着脱機は、燃料体等	燃料交換機及び燃料チャンネル着脱機は、燃料体等	—	—

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
を一体ずつ取り扱う構造とすることにより、臨界を防止する設計とし、燃料体等の検査等を行う際に水面に近づいた状態であっても、燃料体等からの放射線の遮蔽に必要な水深を確保できる設計とする。	を一体ずつ取り扱う構造とすることにより、臨界を防止する設計とし、燃料体等の検査等を行う際に水面に近づいた状態であっても、燃料体等からの放射線の遮蔽に必要な水深を確保できる設計とする。【26条6】	—	(変更なし)
原子炉建屋クレーンは、未臨界性を確保した容器に収納して吊り上げる場合を除き、燃料体等を取り扱う場合は、一体ずつ取り扱う構造とし、臨界を防止する設計とする。【26条7】	原子炉建屋クレーンは、未臨界性を確保した容器に収納して吊り上げる場合を除き、燃料体等を取り扱う場合は、一体ずつ取り扱う構造とし、臨界を防止する設計とする。【26条7】	—	— (変更なし)
燃料交換機は、燃料体等の炉心から使用済燃料プールへの移送操作、使用済燃料プールから炉心への移送操作又は使用済燃料輸送容器への収納操作等をすべて水中で行うことで、崩壊熱により燃料体等が溶融せず、燃料体等からの放射線に対して、適切な遮蔽能力を有する設計とする。	燃料交換機は、燃料体等の炉心から使用済燃料プールへの移送操作、使用済燃料プールから炉心への移送操作又は使用済燃料輸送容器への収納操作等をすべて水中で行うことで、崩壊熱により燃料体等が溶融せず、燃料体等からの放射線に対して、適切な遮蔽能力を有する設計とする。【26条8】	—	— (変更なし)
燃料チャンネル着脱機は、燃料体等の検査等のための昇降操作等をすべて水中で行うことで、崩壊熱により燃料体等が溶融せず、燃料体等からの放射線に対して、適切な遮蔽能力を有する設計とする。	燃料チャンネル着脱機は、燃料体等の検査等のための昇降操作等をすべて水中で行うことで、崩壊熱により燃料体等が溶融せず、燃料体等からの放射線に対して、適切な遮蔽能力を有する設計とする。【26条9】	—	— (変更なし)
原子炉建屋クレーンは、フック部の外れ止めを有し、使用済燃料輸送容器等を取り扱う主巻フックは、定格荷重を保持でき、必要な安全率を有するワイヤロープを二重化することにより、燃料体等の重量物取り扱い中に落下を防止できる設計とする。	原子炉建屋クレーンは、フック部の外れ止めを有し、使用済燃料輸送容器等を取り扱う主巻フックは、定格荷重を保持でき、必要な安全率を有するワイヤロープを二重化することにより、燃料体等の重量物取り扱い中に落下を防止できる設計とする。また、想定される使用済燃料プール内への落下物によって使用済燃料プール内の燃料体等が破損しないことを計算により確認する。【26条12】	VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書 5. 使用済燃料プール内への落下物による使用済燃料プール内の燃料体等への影響評価	3. 重量物の落下防止設計
なお、ワイヤロープ及びフックは、それぞれ「クレーン構造規格」、「クレーン等安全規則」の規定を満たす安全率を有する設計とする。	なお、ワイヤロープ及びフックは、それぞれ「クレーン構造規格」、「クレーン等安全規則」の規定を満たす安全率を有する設計とする。【26条12】	—	— (変更なし)
燃料交換機の燃料つかみ具は、昇降を安全かつ確実に行うため、定格荷重を保持でき、必要な安全率を有するワイヤロープの二重化、フック部の外れ止めを有し、グラップルヘッドには機械的インターロックを設ける設計とする。	燃料交換機の燃料つかみ具は、昇降を安全かつ確実に行うため、定格荷重を保持でき、必要な安全率を有するワイヤロープの二重化、フック部の外れ止めを有し、グラップルヘッドには機械的インターロックを設ける設計とする。【26条10】	—	— (変更なし)
燃料チャンネル着脱機は、下限リミットスイッチによるインターロック及び燃料体等を上部で保持する固定具により燃料体等の使用済燃料プール床面への落下を防止できる設計とする。	燃料チャンネル着脱機は、下限リミットスイッチによるインターロック及び燃料体等を上部で保持する固定具により燃料体等の使用済燃料プール床面への落下を防止できる設計とする。【26条14】	—	— (変更なし)
燃料交換機は、燃料体等の取り扱い中に過荷重となった場合に上昇を阻止するインターロックを設けるとともに荷重監視を行うことにより、過荷重による燃料体等の落下を防止できる設計とする。	燃料交換機は、燃料体等の取り扱い中に過荷重となった場合に上昇を阻止するインターロックを設けるとともに荷重監視を行うことにより、過荷重による燃料体等の落下を防止できる設計とする。【26条11】	—	— (変更なし)
燃料交換機は、地震時にも転倒するがないよう、走行レール及び横行レール頭部を抱き込む構造をした転倒防止装置を設ける。	燃料交換機は、地震時にも転倒するがないよう、走行レール及び横行レール頭部を抱き込む構造をした転倒防止装置を設ける。【26条15】	—	— (変更なし)

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
原子炉建屋クレーンは、地震時にも転倒するがないように走行方向及び横行方向に対して、クレーン本体等の浮上り量を考慮し、脱線防止ラグを設けることとで、クレーン本体等の車輪がレール上から落下しない設計とする。	原子炉建屋クレーンは、地震時にも転倒するがないように走行方向及び横行方向に対して、クレーン本体等の浮上り量を考慮し、脱線防止ラグを設けることとで、クレーン本体等の車輪がレール上から落下しない設計とする。【26条16】	—	— (変更なし)
また、原子炉建屋クレーンは、使用済燃料輸送容器等の重量物を吊った状態では、使用済燃料貯蔵ラック上を走行できないようにインターロックを設ける設計とする。	また、原子炉建屋クレーンは、使用済燃料輸送容器等の重量物を吊った状態では、使用済燃料貯蔵ラック上を走行できないようにインターロックを設ける設計とする。【26条13】	—	— (変更なし)
使用済燃料を収納する使用済燃料輸送容器(第1号機設備、第1、2、3号機共用)は、取り扱い中における衝撃、熱、その他の容器に加わる負荷に耐え、容易かつ安全に取り扱うことができる設計とする。また、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生じない設計とする。 更に、理論的若しくは適切な試験等により所定の機能を満足できる設計とする。	使用済燃料を収納する使用済燃料輸送容器(第1号機設備、第1、2、3号機共用)は、取り扱い中における衝撃、熱、その他の容器に加わる負荷に耐え、容易かつ安全に取り扱うことができる設計とする。また、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生じない設計とする。 更に、理論的若しくは適切な試験等により所定の機能を満足できる設計とする。【26条17】	—	— (変更なし)
使用済燃料輸送容器(第1号機設備、第1、2、3号機共用)は、内部に使用済燃料が収納された場合に、放射線障害を防止するため、その容器表面の線量当量率が2mSv/h以下及び容器表面から1m離れた位置における線量当量率が100 μSv/h以下となるよう、収納される使用済燃料の放射能強度を考慮して十分な遮蔽を行うことができる設計とする。	使用済燃料輸送容器(第1号機設備、第1、2、3号機共用)は、内部に使用済燃料が収納された場合に、放射線障害を防止するため、その容器表面の線量当量率が2mSv/h以下及び容器表面から1m離れた位置における線量当量率が100 μSv/h以下となるよう、収納される使用済燃料の放射能強度を考慮して十分な遮蔽を行うことができる設計とする。【26条18】	—	— (変更なし)
燃料交換機の燃料つかみ具は空気作動式とし、燃料体等をつかんだ状態で圧縮空気が喪失した場合にも、つかんだ状態を保持し、燃料体等が外れない設計とする。	燃料交換機の燃料つかみ具は空気作動式とし、燃料体等をつかんだ状態で圧縮空気が喪失した場合にも、つかんだ状態を保持し、燃料体等が外れない設計とする。【26条19】	—	— (変更なし)
燃料交換機、原子炉建屋クレーン及び燃料チャンネル着脱機は、動力電源喪失時に電磁ブレーキによる保持機能により、燃料体等の落下を防止できる設計とする。	燃料交換機、原子炉建屋クレーン及び燃料チャンネル着脱機は、動力電源喪失時に電磁ブレーキによる保持機能により、燃料体等の落下を防止できる設計とする。【26条20】	—	— (変更なし)
1.2 設備の共用 燃料交換機及び原子炉建屋クレーンは、第1号機と共に用するが、第1号機の使用済燃料、輸送容器等の吊り荷重を考慮した設計とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。	1.2 設備の共用 燃料交換機及び原子炉建屋クレーンは、第1号機と共に用するが、第1号機の使用済燃料、輸送容器等の吊り荷重を考慮した設計とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。【15条12】	—	— (変更なし)
2. 燃料貯蔵設備 2.1 燃料貯蔵設備の基本方針 燃料体等を貯蔵する設備として、新燃料貯蔵庫及び使用済燃料プールを設ける設計とする。	2. 燃料貯蔵設備 2.1 燃料貯蔵設備の基本方針 燃料体等を貯蔵する設備として、新燃料貯蔵庫及び使用済燃料プールを設ける設計とする。【26条21】	—	— (変更なし)
新燃料貯蔵庫は、通常時の燃料取替を考慮し、適切な貯蔵能力を有し、全炉心燃料の約40%を収納できる設計とする。	新燃料貯蔵庫は、通常時の燃料取替を考慮し、適切な貯蔵能力を有し、全炉心燃料の約40%を収納できる設計とする。【26条28】	—	— (変更なし)
使用済燃料プールは、第2号機の全炉心燃料の約	使用済燃料プールは、第2号機の全炉心燃料の約	—	—

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
400%相当分貯蔵が可能であり、更に放射化された機器等の貯蔵及び取り扱いができるスペースを確保した設計とする。なお、通常運転中、全炉心の燃料体等を貯蔵できる容量を確保できる設計とする。	400%相当分貯蔵が可能であり、更に放射化された機器等の貯蔵及び取り扱いができるスペースを確保した設計とする。なお、通常運転中、全炉心の燃料体等を貯蔵できる容量を確保できる設計とする。【26条29】	—	(変更なし)
燃料体等の貯蔵設備は、燃料取扱者以外の者がみだりに立ち入らないよう、フェンス等により立ち入りを制限できる設計とする。	燃料体等の貯蔵設備は、燃料取扱者以外の者がみだりに立ち入らないよう、フェンス等により立ち入りを制限できる設計とする。【26条49】	—	(変更なし)
新燃料貯蔵庫は、原子炉建屋原子炉棟内の独立した区画に設け、新燃料を新燃料貯蔵ラックで貯蔵できる設計とする。新燃料貯蔵庫は、鉄筋コンクリート構造とし、想定されるいかなる状態においても新燃料が臨界に達することのない設計とする。新燃料は、堅固な構造のラックに垂直に入れ、乾燥状態で保管し、新燃料貯蔵庫には水が充満するのを防止するための排水口を設ける設計とする。	新燃料貯蔵庫は、原子炉建屋原子炉棟内の独立した区画に設け、新燃料を新燃料貯蔵ラックで貯蔵できる設計とする。新燃料貯蔵庫は、鉄筋コンクリート構造とし、想定されるいかなる状態においても新燃料が臨界に達することのない設計とする。新燃料は、堅固な構造のラックに垂直に入れ、乾燥状態で保管し、新燃料貯蔵庫には水が充満するのを防止するための排水口を設ける設計とする。【26条22】	—	(変更なし)
新燃料貯蔵庫に設置する新燃料貯蔵ラックは、貯蔵燃料の臨界を防止するために必要な燃料間距離を保持し、たとえ新燃料を貯蔵容量最大で貯蔵した状態で、万一新燃料貯蔵庫が水で満たされるという厳しい状態を仮定しても、実効増倍率を0.95以下に保つ設計とする。	新燃料貯蔵庫に設置する新燃料貯蔵ラックは、貯蔵燃料の臨界を防止するために必要な燃料間距離を保持し、たとえ新燃料を貯蔵容量最大で貯蔵した状態で、万一新燃料貯蔵庫が水で満たされるという厳しい状態を仮定しても、実効増倍率を0.95以下に保つ設計とする。【26条23】	—	(変更なし)
使用済燃料プールは、原子炉建屋原子炉棟内に設け、燃料体等を水中の使用済燃料貯蔵ラックに垂直に一体ずつ入れて貯蔵する。使用済燃料貯蔵ラックは、中性子吸収材であるほう素を添加したステンレス鋼を使用するとともに適切な燃料間距離をとることにより、燃料体等を貯蔵容量最大で貯蔵し、かつ使用済燃料プール水温及び使用済燃料貯蔵ラック内燃料貯蔵位置等について、想定されるいかなる場合でも実効増倍率を0.95以下に保ち、貯蔵燃料の臨界を防止できる設計とする。	使用済燃料プールは、原子炉建屋原子炉棟内に設け、燃料体等を水中の使用済燃料貯蔵ラックに垂直に一体ずつ入れて貯蔵する。使用済燃料貯蔵ラックは、中性子吸収材であるほう素を添加したステンレス鋼を使用するとともに適切な燃料間距離をとることにより、燃料体等を貯蔵容量最大で貯蔵し、かつ使用済燃料プール水温及び使用済燃料貯蔵ラック内燃料貯蔵位置等について、想定されるいかなる場合でも実効増倍率を0.95以下に保ち、貯蔵燃料の臨界を防止できる設計とする。【26条24】	—	(変更なし)
使用済燃料プールは、鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽であり、使用済燃料プールからの放射性物質を含む水があふれ、又は漏れない構造とする。	使用済燃料プールは、鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽であり、使用済燃料プールからの放射性物質を含む水があふれ、又は漏れない構造とする。【26条31】	—	(変更なし)
使用済燃料プール内の壁面及び底部は、コンクリート壁による遮蔽を施すとともに、燃料体等の上部には十分な遮蔽効果を有する水深を確保することにより、燃料体等からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、放射線業務従事者の被ばくを低減する設計とする。	使用済燃料プール内の壁面及び底部は、コンクリート壁による遮蔽を施すとともに、燃料体等の上部には十分な遮蔽効果を有する水深を確保することにより、燃料体等からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、放射線業務従事者の被ばくを低減する設計とする。【26条33】	—	(変更なし)
万一、使用済燃料プールからの水の漏えいが発生し、かつ、使用済燃料プール水の補給に復水貯蔵タンク水が使用できない場合には、残留熱除去系を用いてサブレッショングレンバのプール水を補給できる設計とす	万一、使用済燃料プールからの水の漏えいが発生し、かつ、使用済燃料プール水の補給に復水貯蔵タンク水が使用できない場合には、残留熱除去系を用いてサブレッショングレンバのプール水を補給できる設計とす	—	(変更なし)

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
る。 使用済燃料プールは、内面をステンレス鋼内張りに施設することにより、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下により機能を失うような損傷が生じない設計とする。	る。【26条34】 使用済燃料プールは、内面をステンレス鋼内張りに施設することにより、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下及び重量物の落下により機能を失うような損傷が生じない設計とする。【26条36】	VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書 3. 燃料取扱設備における燃料集合体の落下防止対策	3. 重量物の落下防止設計
燃料体等の落下に関しては、模擬燃料体の気中落下試験（以下「落下試験」という。）での最大減肉量を考慮しても使用済燃料プールの機能が損なわれない厚さ以上のステンレス鋼内張りを施設する設計とする。	燃料体等の落下に関しては、模擬燃料体の気中落下試験（以下「落下試験」という。）での最大減肉量を考慮しても使用済燃料プールの機能が損なわれない厚さ以上のステンレス鋼内張りを施設する設計とする。なお、使用済燃料輸送容器に使用済燃料を収納する場合などは、落下試験での落下高さを超えるため、水の浮力を考慮することにより落下試験時の落下エネルギーを下回ることを確認する。【26条37】	VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書 別紙1 燃料集合体落下時の使用済燃料プールライニングの健全性について	3. 重量物の落下防止設計
	重量物の落下に関しては、使用済燃料プール周辺の状況、現場における作業実績、図面等にて確認することにより、落下時のエネルギーを評価し、落下試験時の燃料体等の落下エネルギー以上となる設備等に対しては、以下のとおり適切な落下防止対策を施し、使用済燃料プールの機能を維持する設計とする。【26条38】	VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書 4. 使用済燃料プール周辺設備等の重量物の落下防止対策	3. 重量物の落下防止設計
	使用済燃料プールからの離隔を確保できる重量物については、使用済燃料プールへ落下するおそれがないよう、転倒等を仮定しても使用済燃料プールに届かない距離に設置する。また、転倒防止のため床面や壁面へ固定する設計とする。【26条39】	運用に関する記載であり、保安規定にて対応	—
	原子炉建屋クレーンは、使用済燃料貯蔵ラック上を使用済燃料輸送容器等重量物を吊った状態で走行及び横行できないように可動範囲を制限するインターロックを設ける設計とする。【26条40】	VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書 3. 燃料取扱設備における燃料集合体の落下防止対策	3. 重量物の落下防止設計
	原子炉建屋原子炉棟の屋根を支持する屋根トラスは、基準地震動 S s に対する発生応力が終局耐力を超えず、使用済燃料プール内に落下しない設計とする。また、屋根については鋼板（デッキプレート）の上に鉄筋コンクリート造の床を設けた構造とし、地震による剥落のない構造とする。また、燃料取替床の床面より上部を構成する壁は、鉄筋コンクリート造の耐震壁であり、燃料取替床の床面より下部の耐震壁と合わせて基準地震動 S s に対して使用済燃料プール内に落下しない設計とする。【26条41】	VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書 4. 使用済燃料プール周辺設備等の重量物の落下防止対策	3. 重量物の落下防止設計
	燃料交換機及び原子炉建屋クレーンは、基準地震動 S s による地震荷重に対し、燃料交換機本体及び原子炉建屋クレーン本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使用済燃料プールへの落下物とならない設計とする。【26条42】	VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書 4. 使用済燃料プール周辺設備等の重量物の落下防止対策 4. 3 落下防止対策の設計	1. 共通的に適用される設計 3. 重量物の落下防止設計  VI-1-10-4 「原子炉冷却系統施設」の様式一 4. 地震による損傷防止に関する設計 4. 9 波及的影響を及ぼすおそれのある施設の耐震評価

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
		VI-2-11-2-8 原子炉建屋クレーンの耐震性に関する計算書 VI-2-11-2-9 燃料交換機の耐震性についての計算書	
	燃料交換機本体及び原子炉建屋クレーン本体の健全性評価においては、想定される使用条件において評価が保守的になるよう吊荷の条件を考慮し、地震時の各部発生応力が許容応力以下となる設計とする。【26条43】	VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書 3. 燃料取扱設備における燃料集合体の落下防止対策 VI-2-11-2-8 原子炉建屋クレーンの耐震性に関する計算書 VI-2-11-2-9 燃料交換機の耐震性についての計算書	1. 共通的に適用される設計 3. 重量物の落下防止設計  VI-1-10-4 「原子炉冷却系統施設」の様式一 4. 地震による損傷防止に関する設計 4.9 波及的影響を及ぼすおそれのある施設の耐震評価
	燃料交換機の転倒落下防止評価においては、走行レール及び横行レール頭部を抱き込む構造をした燃料交換機の脱線防止装置について、想定される使用条件において評価が保守的になるよう吊荷の条件を考慮し、地震時の各部発生応力が許容応力以下となる設計とする。【26条44】	VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書 4. 使用済燃料プール周辺設備等の重量物の落下防止対策 VI-2-11-2-9 燃料交換機の耐震性についての計算書	1. 共通的に適用される設計 3. 重量物の落下防止設計  VI-1-10-4 「原子炉冷却系統施設」の様式一 4. 地震による損傷防止に関する設計 4.9 波及的影響を及ぼすおそれのある施設の耐震評価
	燃料交換機の走行レール及び横行レールの健全性評価においては、想定される使用条件において、地震時の発生応力が許容応力以下となる設計とする。【26条45】	VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書 4. 使用済燃料プール周辺設備等の重量物の落下防止対策 VI-2-11-2-9 燃料交換機の耐震性についての計算書	1. 共通的に適用される設計 3. 重量物の落下防止設計  VI-1-10-4 「原子炉冷却系統施設」の様式一 4. 地震による損傷防止に関する設計 4.9 波及的影響を及ぼすおそれのある施設の耐震評価
	原子炉建屋クレーンの転倒落下防止評価においては、走行方向及び横行方向に浮上り代を設けた構造をした原子炉建屋クレーンの脱線防止ラグについて、想定される使用条件において評価が保守的となるよう吊荷の条件を考慮し、地震時の各部発生応力が許容応力以下となる設計とする。【26条46】	VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書 4. 使用済燃料プール周辺設備等の重量物の落下防止対策 VI-2-11-2-8 原子炉建屋クレーンの耐震性に関する計算書	1. 共通的に適用される設計 3. 重量物の落下防止設計  VI-1-10-4 「原子炉冷却系統施設」の様式一 4. 地震による損傷防止に関する設計 4.9 波及的影響を及ぼすおそれのある施設の耐震評価
	使用済燃料プールからの離隔を確保できない他の重量物については、基準地震動Ssを考慮しても、地震時の各部発生応力が許容応力以下となる設計とすることで、使用済燃料プールへの落下物とならない設計とする。【26条50】	VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書 4. 使用済燃料プール周辺設備等の重量物の落下防止対策	3. 重量物の落下防止設計
使用済燃料は、使用済燃料貯蔵ラックに貯蔵するが、使用済燃料貯蔵ラックに収納できないような破損燃料体が生じた場合は、使用済燃料プール水の放射能汚染拡大を防ぐため、使用済燃料プール内の制御棒・破損燃料貯蔵ラックに収納できる設計とする。【26条30】	使用済燃料は、使用済燃料貯蔵ラックに貯蔵するが、使用済燃料貯蔵ラックに収納できないような破損燃料体が生じた場合は、使用済燃料プール水の放射能汚染拡大を防ぐため、使用済燃料プール内の制御棒・破損燃料貯蔵ラックに収納できる設計とする。【26条30】	—	— (変更なし)

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	<p>地震時における使用済燃料プールの健全性確保のため、使用済燃料プールに設置されている制御棒貯蔵ハンガに制御棒を保管する場合は、制御棒貯蔵ハンガは6本掛け9列のうち4本6列の使用に制限する運用とともに、その旨を保安規定に定めて管理する。【26条51】</p>	<p>要目表 VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設） &lt;下線部&gt; 運用に関する記載であり、保安規定にて対応</p>	<p>6. 制御棒貯蔵ハンガの容量変更に関する設計 &lt;下線部&gt;</p>
使用済燃料を貯蔵する乾式キャスクは保有しない。	使用済燃料を貯蔵する乾式キャスク（兼用キャスクを含む）は保有しない。【4条10】【5条65】【6条47】【7条30】【26条48】	—	— (記載追加のみ、変更なし)
2.2 設備の共用  使用済燃料プール及び使用済燃料貯蔵ラックは、第1号機と共にすることで、第1号機の使用済燃料を第2号機の使用済燃料プールに貯蔵することが可能な設計としている。設備容量の範囲内で運用することにより、燃料プール冷却浄化系の冷却能力が不足しないようにすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。  3. 計測装置等  使用済燃料プールの水温を計測する装置として燃料貯蔵プール水温度及び燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、燃料貯蔵プール水温度及び燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度は計測結果を記録できる設計とする。	2.2 設備の共用  使用済燃料プール及び使用済燃料貯蔵ラックは、第1号機と共にすることで、第1号機の使用済燃料を第2号機の使用済燃料プールに貯蔵することが可能な設計としている。設備容量の範囲内で運用することにより、燃料プール冷却浄化系の冷却能力が不足しないようにすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。  3. 計測装置等  使用済燃料プールの水温を計測する装置として燃料貯蔵プール水温度、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度及び使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、燃料貯蔵プール水温度、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度及び使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）は計測結果を記録し、及び保存することができる設計とする。【34条32】	—	— (変更なし)
	使用済燃料プールの水位を計測するための装置として燃料貯蔵プール水位及び燃料プールライナドレン漏えいを設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、燃料貯蔵プール水位及び燃料プールライナドレン漏えいの記録はプロセス計算機から帳票として出力し保存できる設計とする。  使用済燃料プールの水位を計測するための装置として使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）を設	<p>要目表 VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設） VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の構成 3.2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の記録及び保存 3.2.1 計測結果の指示又は表示 3.2.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存  使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の検出器の取付箇所を明示した図面 3.1 使用済燃料貯蔵設備</p>	<p>4. 使用済燃料プール監視の設計</p>
	使用済燃料プールの水位を計測するための装置として燃料貯蔵プール水位及び燃料プールライナドレン漏えいを設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、燃料貯蔵プール水位及び燃料プールライナドレン漏えいの記録はプロセス計算機から帳票として出力し保存できる設計とする。  使用済燃料プールの水位を計測するための装置として使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）を設	<p>要目表 VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設） VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p>	<p>4. 使用済燃料プール監視の設計</p>

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）は計測結果を記録し、及び保存することができる設計とする。【34条33】	<p>3. 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の構成</p> <p>3.2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の記録及び保存</p> <p>3.2.1 計測結果の指示又は表示</p> <p>3.2.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の検出器の取付箇所を明示した図面</p> <p>3.1 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>&lt;下線部&gt; 運用に関する記載であり、保安規定にて対応</p>	<下線部> —
	燃料貯蔵プール水温度、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度、燃料貯蔵プール水位、燃料プールライナドレン漏えい及び使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）は、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源系からの電源供給により、使用済燃料プールの水温及び水位を計測することができる設計とする。【34条34】	<p>要目表</p> <p>VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>3. 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の構成</p> <p>3.3 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の電源構成</p>	4. 使用済燃料プール監視の設計
使用済燃料プールの水温の著しい上昇又は使用済燃料プールの水位の著しい低下の場合に、これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報（使用済燃料プール水温高又は使用済燃料プール水位低）を発信する装置を設けるとともに、表示ランプの点灯、ブザー鳴動等により運転員に通報できる設計とする。【47条4】	使用済燃料プールの水温の著しい上昇又は使用済燃料プールの水位の著しい低下の場合に、これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報（使用済燃料プール水温高又は使用済燃料プール水位低）を発信する装置を設けるとともに、表示ランプの点灯、ブザー鳴動等により運転員に通報できる設計とする。【47条4】	<p>要目表</p> <p>VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測範囲及び警報動作範囲</p>	(基本設計方針に変更はないが、設工認で必要な設計) 4. 使用済燃料プール監視の設計
	重大事故等時に使用済燃料プールの監視設備として、使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）を設け、想定される重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする。また、計測結果は中央制御室に表示し、記録及び保存できる設計とする。【69条51】	<p>要目表</p> <p>VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>3. 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置</p>	4. 使用済燃料プール監視の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
		の構成 3.1 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を計測する装置 3.2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の記録及び保存 3.2.1 計測結果の指示又は表示 3.2.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4. 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測範囲及び警報動作範囲  使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の検出器の取付箇所を明示した図面 3.1 使用済燃料貯蔵設備	
	使用済燃料プール監視カメラ（個数1）は、想定される重大事故等時において使用済燃料プールの状態を監視できる設計とする。 また、使用済燃料プール監視カメラは、カメラと一体の冷却装置により冷却することで、耐環境性向上を図る設計とする。【69条52】	VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の構成 3.1 使用済燃料貯蔵槽温度及び水位等を計測する装置	4. 使用済燃料プール監視の設計
	使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能であり、使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）及び使用済燃料プール監視カメラは、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。【69条53】	VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の構成 3.1 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を計測する装置 3.3 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の電源構成	4. 使用済燃料プール監視の設計
	重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして、使用済燃料プールの監視に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。【73条2】	要目表  VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)  VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する使用済燃料貯蔵槽温度及び水位等の計測 2.2.2 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定  使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の検出器の取付箇所を明示した図面 3.1 使用済燃料貯蔵設備	4. 使用済燃料プール監視の設計
	重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含	要目表	4. 使用済燃料プール監視の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	<p>む。)の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置する設計とする。【73条1】</p> <p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト」の「使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置」に示す重大事故等対処設備の他、使用済燃料プール監視カメラ（個数1）とする。【73条3】</p>	VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)  VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 2. 2 重大事故等対処設備に関する使用済燃料貯蔵槽温度及び水位等の計測 2. 2. 2 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 3. 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の構成 3. 1 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を計測する装置  使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の検出器の取付箇所を明示した図面 3. 1 使用済燃料貯蔵設備	
	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置は、設計基準事故等に想定される変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とともに、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測が困難となった場合に、代替パラメータにより推定ができる設計とする。【73条8】	要目表  VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)  VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の構成 3. 1 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を計測する装置 4. 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測範囲及び警報動作範囲	4. 使用済燃料プール監視の設計
	また、重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力（計測可能範囲）を明確にするとともに、パラメータの計測が困難となった場合の代替パラメータによる推定等、複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を保安規定に定めて管理する。【73条7】【73条9】	運用に関する記載であり、保安規定にて対応。	—
	使用済燃料プールの監視で想定される重大事故等の対応に必要となるパラメータは、計測又は監視できる設計とする。また、計測結果は中央制御室に指示又は表示し、記録できる設計とする。【73条12】	要目表  VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)  VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲	4. 使用済燃料プール監視の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
		囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の構成 3.1 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を計測する装置 3.2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の記録及び保存 3.2.1 計測結果の指示又は表示 3.2.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存	
	重大事故等の対応に必要となるパラメータは、安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちSPDS伝送装置にて電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないとともに帳票が出力できる設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。【73条13】	要目表  VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)  VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の構成 3.1 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を計測する装置 3.2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の記録及び保存 3.2.1 計測結果の指示又は表示 3.2.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存	4. 使用済燃料プール監視の設計
	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。【73条10】	VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の構成 3.3 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の電源構成	4. 使用済燃料プール監視の設計
	また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置については、温度及び水位に係るものについて、乾電池を電源とした可搬型計測器(原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、流量(注水量)の計測用として測定時の故障を想定した予備1個を含む1セット26個(予備26個(緊急時対策建屋に保管))) (計測制御系統施設のうち「2.4 電源喪失時の計測」の設備を核燃料物質の取扱施設及	VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の構成 3.1 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を計測する装置 4. 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測範囲及び警報動作範囲	4. 使用済燃料プール監視の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	<p>び貯蔵施設のうち「3. 計測装置等」の設備として兼用)により計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。</p> <p>なお、可搬型計測器による計測においては、計測対象の設定を行う際の考え方として、同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視するものとする。【73条11】</p>	<下線部> 運用に関する記載であり、保安規定にて対応	<下線部> —
4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 4.1 燃料プール冷却浄化系  使用済燃料プールは、燃料プール冷却浄化系ポンプ(第1, 2号機共用(以下同じ。)), 燃料プール冷却浄化系熱交換器(第1, 2号機共用(以下同じ。)), 燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器(第1, 2号機共用(以下同じ。))等で構成する燃料プール冷却浄化系を設け、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、使用済燃料からの崩壊熱を除去するとともに、使用済燃料プール水を浄化できる設計とする。  また、補給水ラインを設け、使用済燃料プール水の補給が可能な設計とする。	<p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 4.1 燃料プール冷却浄化系  使用済燃料プールは、燃料プール冷却浄化系ポンプ(設計基準対象施設としてのみ第1, 2号機共用(以下同じ。)), 燃料プール冷却浄化系熱交換器(設計基準対象施設としてのみ第1, 2号機共用(以下同じ。)), 燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器(第1, 2号機共用(以下同じ。))等で構成する燃料プール冷却浄化系を設け、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、使用済燃料からの崩壊熱を除去するとともに、使用済燃料プール水を浄化できる設計とする。  また、補給水ラインを設け、使用済燃料プール水の補給が可能な設計とする。【26条25】</p>	要目表  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る系統図 3.2.1 燃料プール冷却浄化系	(基本設計方針に変更はないが、設工認で必要な設計) 2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.3 機能を兼用する機器を含む核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の系統図に関する取りまとめ 5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.1 燃料プール冷却浄化系の設計
更に、全炉心燃料を使用済燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却浄化系での使用済燃料プールの冷却ができない場合は、残留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。	更に、全炉心燃料を使用済燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却浄化系での使用済燃料プールの冷却ができない場合は、残留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。【26条26】	—	— (変更なし)
燃料プール冷却浄化系熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)を経て、最終ヒートシンクである海へ輸送できる設計とする。【26条27】	燃料プール冷却浄化系熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)を経て、最終ヒートシンクである海へ輸送できる設計とする。【26条27】	—	— (変更なし)
	使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための重大事故等対処設備として、燃料プール冷却浄化系を設ける設計とする。【69条54】	要目表  VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面 3.2.1 燃料プール冷却浄化系  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る系統図 3.2.1 燃料プール冷却浄化系  構造図 3.2.1 燃料プール冷却浄化系	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.1 燃料プール冷却浄化系の設計
	燃料プール冷却浄化系は、使用済燃料プールの水を燃料プール冷却浄化系ポンプにより燃料プール冷却淨	要目表	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.1 燃料プール冷却浄化系の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	化系熱交換器等を経由して循環させることで、使用済燃料プールを冷却できる設計とする。【69条55】	<p>VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面 3.2.1 燃料プール冷却浄化系</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る系統図 3.2.1 燃料プール冷却浄化系</p> <p>構造図 3.2.1 燃料プール冷却浄化系</p>	
	燃料プール冷却浄化系は、非常用交流電源設備及び原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）が機能喪失した場合でも、常設代替交流電源設備及び原子炉補機代替冷却水系を用いて、使用済燃料プールを除熱できる設計とする。【69条56】	<p>要目表</p> <p>VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>VI-1-3-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書 3. 評価</p>	<p>5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.1 燃料プール冷却浄化系の設計</p>
	燃料プール冷却浄化系で使用する原子炉補機代替冷却水系は、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、大容量送水ポンプ（タイプI）により原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットに海水を送水することで、燃料プール冷却浄化系熱交換器で除去した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。【69条57】	<p>VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>VI-1-1-4-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (原子炉冷却系統施設)</p> <p>VI-1-3-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書 3. 評価</p>	<p>5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.1 燃料プール冷却浄化系の設計</p> <p>VI-1-10-4 「原子炉冷却系統施設」の様式一 18. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 18.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 18.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕様等に関する設計</p>
	燃料プール冷却浄化系の流路として、設計基準対象施設である使用済燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック及び制御棒・破損燃料貯蔵ラックを重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【69条62】	<p>要目表</p> <p>VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)</p>	<p>5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.1 燃料プール冷却浄化系の設計</p>
	4.2 燃料プール代替注水系 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備として、燃料プール代替注水系を設ける設計とする。【69条1】	<p>VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>VI-1-3-2 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことにに関する説明書 3. 使用済燃料プール水漏えい時の未臨界性評価</p> <p>VI-1-3-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書 3. 評価</p> <p>VI-1-3-5 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書</p>	<p>5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.2 燃料プール代替注水系の設計</p>

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	使用済燃料プールに接続する配管の破損等により、燃料プール冷却浄化系配管からサイフォン現象による水の漏えいが発生した場合に、原子炉建屋原子炉棟における線量率が放射線被ばくを管理する上で定めた線量率を満足できるよう、漏えいの継続を防止し、燃料体等からの放射線の遮蔽に必要となる水位を維持するため、燃料プール冷却浄化系戻り配管上部にサイフォンブレーク孔を設ける設計とする。【69条3】	3. 使用済燃料プールにおける水遮蔽の評価 VI-1-3-5 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書 2. 基本方針 3. 使用済燃料プールにおける水遮蔽の評価 5. 遮蔽計算 6. サイフォンブレーク孔の詳細設計方針	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.2 燃料プール代替注水系の設計
	サイフォンブレーク孔は、耐震性も含めて機器、弁類等の故障及び誤操作等によりその機能を喪失することのない設計とする。【69条4】	VI-1-3-5 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書 6. サイフォンブレーク孔の詳細設計方針	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.2 燃料プール代替注水系の設計
	4.2.1 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水 残留熱除去系（燃料プール水の冷却）及び燃料プール冷却浄化系の有する使用済燃料プールの冷却機能喪失若しくは残留熱除去系ポンプによる使用済燃料プールへの補給機能が喪失し、又は使用済燃料プールに接続する配管の破損等により使用済燃料プール水の小規模な漏えいにより使用済燃料プールの水位が低下した場合に、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための重大事故等対処設備として、燃料プール代替注水系（常設配管）を設ける設計とする。【69条5】	要目表 VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設） VI-1-3-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書 2. 基本方針 3. 評価 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面 3.2.2 燃料プール代替注水系 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る系統図 3.2.2 燃料プール代替注水系 構造図 3.2.2 燃料プール代替注水系	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.3 機能を兼用する機器を含む核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の系統図に関する取りまとめ 5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.2 燃料プール代替注水系の設計
	燃料プール代替注水系（常設配管）は、大容量送水ポンプ（タイプI）により、代替淡水源の水を燃料プール代替注水系配管等を経由して使用済燃料プールへ注水することで、使用済燃料プールの水位を維持できる設計とする。【69条6】	要目表 VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設） VI-1-3-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書 3. 評価 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面 3.2.2 燃料プール代替注水系 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る系統図 3.2.2 燃料プール代替注水系	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.2 燃料プール代替注水系の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
		構造図 3.2.2 燃料プール代替注水系	
	燃料プール代替注水系（常設配管）は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である大容量送水ポンプ（タイプI）により海を利用できる設計とする。【69条8】	VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.2 燃料プール代替注水系の設計
	また、使用済燃料プールは、使用済燃料貯蔵ラックの形状を維持した状態において、燃料プール代替注水系（常設配管）による冷却及び水位確保により使用済燃料プールの機能を維持し、実効増倍率が最も高くなる冠水状態においても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界を防止できる設計とする。【69条7】	VI-1-3-2 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに 関する説明書 3. 使用済燃料プール水漏えい時の未臨界性評価	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.2 燃料プール代替注水系の設計
	大容量送水ポンプ（タイプI）は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。【69条9】	要目表  VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)  構造図 3.2.2 燃料プール代替注水系	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設 計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する 機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	大容量送水ポンプ（タイプI）は、想定される重大事故等時において、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な注水流量を有する設計とする。【69条10】	要目表  VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)  構造図 3.2.2 燃料プール代替注水系	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.2 燃料プール代替注水系の設計
	燃料プール代替注水系（常設配管）に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車（台数4（予備1））により行う設計とする。【69条12】	VI-1-1-4-別添2 設定根拠に関する説明書（別添）	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設 計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する 機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	なお、ホース延長回収車は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.3 燃料プールスプレイ系」、「4.4 放射性物質拡散抑制系」、原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」、「5.6 低圧代替注水系」、「5.10.2 代替水源移送系」、「7.3 原子炉補機代替冷却水系」、原子炉格納施設のうち「3.2.2 原子炉格納容器下部注水系」、「3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系」、「3.2.6 低圧代替注水系」、「3.3.4 放射性物質拡散抑制系」、「3.3.5 放射性物質拡散抑制系（航空機燃料火災への泡消火）」、「3.3.7 原子炉格納容器フィルタベント系」、「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備と兼用する設計とする。【69条13】	VI-1-1-4-別添2 設定根拠に関する説明書（別添）	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設 計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する 機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	燃料プール代替注水系（常設配管）の流路として、設	要目表	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	計基準対象施設である使用済燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック及び制御棒・破損燃料貯蔵ラックを重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【69条14】	VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)	5.2 燃料プール代替注水系の設計
	4.2.2 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水 残留熱除去系（燃料プール水の冷却）及び燃料プール冷却浄化系の有する使用済燃料プールの冷却機能喪失若しくは残留熱除去系ポンプによる使用済燃料プールへの補給機能が喪失し、又は使用済燃料プールに接続する配管の破損等により使用済燃料プール水の小規模な漏えいにより使用済燃料プールの水位が低下した場合に、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための重大事故等対処設備として、燃料プール代替注水系（可搬型）を設ける設計とする。【69条16】	要目表  VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)  VI-1-3-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書 3. 評価  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面 3.2.2 燃料プール代替注水系  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る系統図 3.2.2 燃料プール代替注水系  構造図 3.2.2 燃料プール代替注水系	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.3 機能を兼用する機器を含む核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の系統図に関する取りまとめ 5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.2 燃料プール代替注水系の設計
	燃料プール代替注水系（可搬型）は、大容量送水ポンプ（タイプI）により代替淡水源の水をホース等を経由して使用済燃料プールへ注水することにより、使用済燃料プールの水位を維持できる設計とする。【69条17】	要目表  VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)  VI-1-3-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書 3. 評価  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面 3.2.2 燃料プール代替注水系  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る系統図 3.2.2 燃料プール代替注水系  構造図 3.2.2 燃料プール代替注水系	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.2 燃料プール代替注水系の設計
	燃料プール代替注水系（可搬型）は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である大容量送水ポンプ（タイプI）により海を利用できる設計とする。【69条19】	VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.2 燃料プール代替注水系の設計
	また、使用済燃料プールは、使用済燃料貯蔵ラックの形状を維持した状態において、燃料プール代替注水系	VI-1-3-2 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.2 燃料プール代替注水系の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	(可搬型)による冷却及び水位確保により使用済燃料プールの機能を維持し、実効増倍率が最も高くなる冠水状態においても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界を防止できる設計とする。【69条18】	関する説明書 2. 基本方針 3. 使用済燃料プール水漏えい時の未臨界性評価	
	大容量送水ポンプ(タイプI)は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。【69条20】	要目表  VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)  構造図 3.2.2 燃料プール代替注水系	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	大容量送水ポンプ(タイプI)は、想定される重大事故等時において、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な注水流量を有する設計とする。【69条21】	要目表  VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.2 燃料プール代替注水系の設計
	燃料プール代替注水系(可搬型)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))により行う設計とする。【69条23】	VI-1-1-4-別添2 設定根拠に関する説明書(別添)	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	なお、ホース延長回収車は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.3 燃料プールスプレイ系」、「4.4 放射性物質拡散抑制系」、原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」、「5.6 低圧代替注水系」、「5.10.2 代替水源移送系」、「7.3 原子炉補機代替冷却水系」、原子炉格納施設のうち「3.2.2 原子炉格納容器下部注水系」、「3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系」、「3.2.6 低圧代替注水系」、「3.3.4 放射性物質拡散抑制系」、「3.3.5 放射性物質拡散抑制系(航空機燃料火災への泡消火)」、「3.3.7 原子炉格納容器フィルタベント系」、「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備と兼用する設計とする。【69条24】	VI-1-1-4-別添2 設定根拠に関する説明書(別添)	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	燃料プール代替注水系(可搬型)の流路として、設計基準対象施設である使用済燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック及び制御棒・破損燃料貯蔵ラックを重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【69条25】	要目表  VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.2 燃料プール代替注水系の設計
	4.3 燃料プールスプレイ系 使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備として燃料プールスプレイ系を	VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)  VI-1-3-2 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに 関する説明書	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.3 燃料プールスプレイ系の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	設ける設計とする。【69条2】	3. 使用済燃料プール水漏えい時の未臨界性評価  VI-1-3-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書 3. 評価  VI-1-3-5 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書 3. 使用済燃料プールにおける水遮蔽の評価	
	4. 3. 1 燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ  使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合に、燃料損傷を緩和するとともに、燃料損傷時には使用済燃料プール内の燃料体等の上部全面にスプレイすることによりできる限り環境への放射性物質の放出を低減するための重大事故等対処設備として、燃料プールスプレイ系（常設配管）を設ける設計とする。【69条27】	VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)  VI-1-3-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書 3. 評価  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面 3. 2. 3 燃料プールスプレイ系  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る系統図 3. 2. 3 燃料プールスプレイ系  構造図 3. 2. 3 燃料プールスプレイ系	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.3 燃料プールスプレイ系の設計
	燃料プールスプレイ系（常設配管）は、大容量送水ポンプ（タイプI）により、代替淡水源の水を燃料プールスプレイ系配管等を経由してスプレイノズルから使用済燃料プール内の燃料体等に直接スプレイすることで、燃料損傷を緩和するとともに、環境への放射性物質の放出ができる限り低減できるよう、使用済燃料プール内燃料体等の上部全面に向けてスプレイし、使用済燃料プール内燃料体等からの崩壊熱による蒸散量を上回る量をスプレイできる設計とする。【69条28】	要目表  VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)  VI-1-3-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書 3. 評価  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面 3. 2. 3 燃料プールスプレイ系  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る系統図 3. 2. 3 燃料プールスプレイ系  構造図 3. 2. 3 燃料プールスプレイ系	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.3 燃料プールスプレイ系の設計
	使用済燃料プールは、燃料プールスプレイ系（常設配管）にて、使用済燃料貯蔵ラック及び燃料体等を冷却し、臨界にならないように配慮したラック形状及び燃料配置において、いかなる一様な水密度であっても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界を防止で	VI-1-3-2 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに 関する説明書 3. 使用済燃料プール水漏えい時の未臨界性評価	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.2 燃料プール代替注水系の設計 5.3 燃料プールスプレイ系の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	きる設計とする。【69条29】	VI-1-3-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書 3. 評価	
	燃料プールスプレイ系（常設配管）は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である大容量送水ポンプ（タイプI）により海を利用できる設計とする。【69条30】	VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.3 燃料プールスプレイ系の設計
	大容量送水ポンプ（タイプI）は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。【69条31】	要目表  VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)  構造図 3.2.2 燃料プール代替注水	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	燃料プールスプレイ系（常設配管）に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車（台数4（予備1））（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.3 燃料プールスプレイ系」の設備として兼用）により行う設計とする。【69条33】	VI-1-1-4-別添2 設定根拠に関する説明書（別添）	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	燃料プールスプレイ系（常設配管）の流路として、設計基準対象施設である使用済燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック及び制御棒・破損燃料貯蔵ラックを重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【69条34】	要目表  VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.3 燃料プールスプレイ系の設計
	4.3.2 燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ  使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合に、燃料損傷を緩和するとともに、燃料損傷時には使用済燃料プール内の燃料体等の上部全面にスプレイすることによりできる限り環境への放射性物質の放出を低減するための重大事故等対処設備として、燃料プールスプレイ系（可搬型）を設ける設計とする。【69条36】	要目表  VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)  VI-1-3-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書 3. 評価  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面 3.2.3 燃料プールスプレイ系  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る系統図 3.2.3 燃料プールスプレイ系  構造図 3.2.3 燃料プールスプレイ系	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.3 燃料プールスプレイ系の設計
	燃料プールスプレイ系（可搬型）は、大容量送水ポンプ（タイプI）により、代替淡水源の水をホース等を経由してスプレイノズルから使用済燃料プール内の燃料	要目表  VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の設計 5.3 燃料プールスプレイ系の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	体等に直接スプレイすることで、燃料損傷を緩和するとともに、環境への放射性物質の放出をできる限り低減できるよう使用済燃料プール内燃料体等の上部全面に向けてスプレイし、使用済燃料プール内燃料体等からの崩壊熱による蒸散量を上回る量をスプレイできる設計とする。【69条37】	(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設) VI-1-3-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書 3. 評価  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面 3.2.3 燃料プールスプレイ系  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る系統図 3.2.3 燃料プールスプレイ系  構造図 3.2.3 燃料プールスプレイ系	
	使用済燃料プールは、燃料プールスプレイ系（可搬型）にて、使用済燃料貯蔵ラック及び燃料体等を冷却し、臨界にならないように配慮したラック形状及び燃料配置において、いかなる一様な水密度であっても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界を防止できる設計とする。【69条38】	VI-1-3-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書 3. 評価  VI-1-3-2 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書 3. 使用済燃料プール水漏えい時の未臨界性評価	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却净化設備の設計 5.2 燃料プール代替注水系の設計 5.3 燃料プールスプレイ系の設計
	燃料プールスプレイ系（可搬型）は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である大容量送水ポンプ（タイプI）により海を利用する設計とする。【69条39】	VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却净化設備の設計 5.3 燃料プールスプレイ系の設計
	大容量送水ポンプ（タイプI）は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。【69条40】	要目表  VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)  構造図 3.2.2 燃料プール代替注水	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	燃料プールスプレイ系（可搬型）に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車（台数4（予備1））（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.3 燃料プールスプレイ系」の設備として兼用）により行う設計とする。【69条42】	VI-1-1-4-別添2 設定根拠に関する説明書（別添）	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	燃料プールスプレイ系（可搬型）の流路として、設計基準対象施設である使用済燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック及び制御棒・破損燃料貯蔵ラックを重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【69条43】	要目表  VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)	5. 使用済燃料貯蔵槽冷却净化設備の設計 5.3 燃料プールスプレイ系の設計
	4.4 放射性物質拡散抑制系	要目表	VI-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式-1

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式－1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>4.4.1 大気への拡散抑制 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等により使用済燃料プールの水位の異常な低下により、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、燃料損傷時にはできる限り環境への放射性物質の放出を低減するための重大事故等対処設備として、放水設備（大気への拡散抑制設備）を設ける設計とする。【69条45】【70条1】</p>	VI-1-1-4-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉格納施設）  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面  3.2.4 放射性物質拡散抑制系  原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面 8.3.3.4 放射性物質拡散抑制系	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	放水設備（大気への拡散抑制設備）は、大容量送水ポンプ（タイプII）により海水を取水し、ホースを経由して放水砲から原子炉建屋へ放水することにより、環境への放射性物質の放出を可能な限り低減できる設計とする。【69条46】【70条2】	要目表  VI-1-1-4-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉格納施設）  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面  3.2.4 放射性物質拡散抑制系  原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面 8.3.3.4 放射性物質拡散抑制系	VI-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式－1 2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲は、設置場所を任意に設定し、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水できる設計とする。【70条2】	要目表  VI-1-1-4-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉格納施設）  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面  3.2.4 放射性物質拡散抑制系  原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面 8.3.3.4 放射性物質拡散抑制系	VI-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式－1 2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	放水設備（大気への拡散抑制設備）に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車（台数4（予備1））（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.4 放射性物質拡散抑制系」の設備として兼用）により行う設計とする。【69条48】【70条4】	VI-1-1-4-別添2 設定根拠に関する説明書（別添）	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	<p>4.4.2 海洋への拡散抑制 使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として、海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）を設ける設計とする。【70条1】</p>	VI-1-1-4-別添2 設定根拠に関する説明書（別添）  VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 3. 原子炉格納施設の設計条件 3.2 重大事故等時における設計条件 3.2.8 重大事故等時における放射性物質拡散抑制機能	VI-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式－1 2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	海洋への放射性物質の拡散を抑制するための重大事	VI-1-1-4-別添2 設定根拠に関する説明書（別添）	VI-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式－1

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	故等対処設備として、海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）は、シルトフェンス（原子炉格納施設のうち「3.3.4 放射性物質拡散抑制系」の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.4 放射性物質拡散抑制系」の設備として兼用）で構成する。シルトフェンスは、汚染水が発電所から海洋に流出する4箇所（南側排水路排水枠、タービン補機放水ピット、北側排水路排水枠及び取水口）に設置できる設計とする。【70条7】	VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 3.2.8 原子炉格納容器外面への放水設備等	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	シルトフェンスは、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。必要数は、各設置場所に必要な幅に対してシルトフェンスを二重に設置することとし、南側排水路排水枠に1本1組（高さ約5m、幅約5m）として計2本、タービン補機放水ピットに1本1組（高さ約7m、幅約5m）として計2本、北側排水路排水枠に1本1組（高さ約6m、幅約11m）として計2本及び取水口に3本1組（1本あたり高さ約12m、幅約20m）として計6本の合計12本を使用する設計とする。また、予備については、破損時のバックアップとして、各設置場所に対して1組の合計6本を保管する。【70条8】	VI-1-1-4-別添2 設定根拠に関する説明書（別添）  VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 3.2.8 原子炉格納容器外面への放水設備等	VI-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式一 2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
4.2 使用済燃料プールの水質維持  使用済燃料プールは、使用済燃料からの崩壊熱を燃料プール冷却浄化系熱交換器で除去して使用済燃料プール水を冷却するとともに、燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがないよう、燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器で使用済燃料プール水をろ過脱塩して、使用済燃料プール、原子炉ウェル及び蒸気乾燥器・気水分離器ピット水の純度、透明度を維持できる設計とする。	4.5 使用済燃料プールの水質維持  使用済燃料プールは、使用済燃料からの崩壊熱を燃料プール冷却浄化系熱交換器で除去して使用済燃料プール水を冷却するとともに、燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがないよう、燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器で使用済燃料プール水をろ過脱塩して、使用済燃料プール、原子炉ウェル及び蒸気乾燥器・気水分離器ピット水の純度、透明度を維持できる設計とする。【26条35】	—	— (変更なし)
4.3 使用済燃料プール接続配管  使用済燃料プール水の漏えいを防止するため、使用済燃料プールには排水口を設けない設計とし、使用済燃料プールに接続された配管には逆止弁を設け、配管が破損しても、サイフォン効果により、使用済燃料プール水が継続的に流出しない設計とする。	4.6 使用済燃料プール接続配管  使用済燃料プール水の漏えいを防止するため、使用済燃料プールには排水口を設けない設計とし、使用済燃料プールに接続された配管には逆止弁を設け、配管が破損しても、サイフォン効果により、使用済燃料プール水が継続的に流出しない設計とする。【26条32】	—	— (変更なし)
	4.7 重大事故等の収束に必要となる水源  代替淡水源として淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を設ける設計とする。【71条2】	VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	また、淡水が枯渇した場合に、海を水源として利用できる設計とする。【71条3】	VI-1-1-4-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (原子炉冷却系統施設)	VI-1-10-4 「原子炉冷却系統施設」の様式一 18. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 18.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 18.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	代替淡水源である淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）は、想定される重大事故等時において、使用済燃料プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）の水源として使用できる設計とする。【71条9】	VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設）	<p>2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計</p> <p>2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認</p> <p>2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計</p>
	海は、想定される重大事故等時において、淡水が枯渲した場合に、使用済燃料プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）の水源として、更に、放水設備（大気への拡散抑制設備）の水源として利用できる設計とする。【71条10】	VI-1-1-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設）  VI-1-1-4-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系統施設）	<p>2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用に関する設計</p> <p>2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認</p> <p>2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計</p> <p>VI-1-10-4 「原子炉冷却系統施設」の様式一</p> <p>18. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計</p> <p>18.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認</p> <p>18.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計</p>
4. 4 設備の共用  燃料プール冷却浄化系設備及び燃料プール冷却浄化系燃料プール注入逆止弁（G41-F019）（第1、2号機共用）は、第1号機と共にすることで、第1号機の使用済燃料を第2号機の使用済燃料プールに貯蔵する事が可能な設計としている。設備容量の範囲内で運用することにより、燃料プール冷却浄化系の冷却能力が不足しないようにすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。	4. 8 設備の共用  燃料プール冷却浄化系設備及び燃料プール冷却浄化系燃料プール注入逆止弁（G41-F019）（ <u>設計基準対象施設としてのみ</u> 第1、2号機共用）は、第1号機と共にすることで、第1号機の使用済燃料を第2号機の使用済燃料プールに貯蔵する事が可能な設計としている。設備容量の範囲内で運用することにより、燃料プール冷却浄化系の冷却能力が不足しないようにすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。【15条11】	—	— (記載追加のみ、変更なし)
5. 主要対象設備  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の対象となる主要な設備について、「表1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト」に示す。	5. 主要対象設備  核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の対象となる主要な設備について、「表1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト」に示す。  本施設の設備として兼用する場合に主要設備リストに記載されない設備については、「表2 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用設備リスト」に示す。	—	— (「主要設備リスト」による)